

○伊豆市障害者等日常生活用具給付実施要綱

平成19年3月30日告示第52号

改正

平成19年12月14日告示第131号

平成20年1月30日告示第6号

平成20年5月16日告示第54号

平成21年3月25日告示第30号

平成21年7月27日告示第87号

平成22年3月26日告示第33号

平成23年4月21日告示第76号

平成24年2月29日告示第15号

平成24年3月30日告示第64号

平成25年4月1日告示第54号の4

平成26年5月16日告示第83号

平成28年3月31日告示第56号

平成28年5月23日告示第102号

伊豆市障害者等日常生活用具給付実施要綱

伊豆市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱（平成16年伊豆市告示第61号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第2号の規定による日常生活上の便宜を図るための用具（以下「日常生活用具」という。）の給付の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用具の種目及び給付対象者）

第2条 給付の対象者及び日常生活用具の種目は、市内に住所を有す在宅の次に掲げる者であって（医療機関に入院している者のうち、退院し在宅で生活するにあたり、日常生活用具の給付が必要と認められる者を含む。）、別表の品目欄に掲げる日常生活用具に応じ、それぞれ同表の対象者欄に定める者（以下「障害者等」という。）とする。

- （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）
- （2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）であって、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けているもの（以下「身体障害児」という。）
- （3）児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者であって、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けているもの（以下「知的障害者」という。）
- （4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの（以下「精神障害者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、医療機関を除く施設等に入所している者（以下「入所者」という。）は、次に掲げる用具の給付を受けることができる。ただし、市内に住所を有していない入所者等の取扱いは、法第19条第2項及び第3項に準ずることとする。

- （1）頭部保護帽
- （2）T字状・棒状のつえ
- （3）点字器
- （4）人工喉頭

(5) 排泄管理支援用具

- 3 前2項の規定にかかわらず、障害者等及びその属する世帯の他の世帯員（当該障害者等（障害児を除く。）が身体障害者又は知的障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。）のうちいずれかの者が日常生活用具の給付のあった月の属する年度（日常生活用具の給付のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円以上である場合は、当該日常生活用具の給付は行わない。

（給付の申請）

第3条 給付の対象者（この者を現に扶養している者を含む。）で、この告示による給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉事務所長（以下「所長」という。）に対し、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に給付を希望する日常生活用具の見積書、仕様書及び日常生活用具給付に係わる意見書（様式第1号の2）（難病患者等に限る。）を添付して提出するものとする。

（用具の給付の方法等）

第4条 日常生活用具の給付の決定及びその方法は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、当該障害者等の身体的状況、経済状況、家庭環境及び住宅環境を実地に調査し、速やかに日常生活用具給付に係わる調査書（様式第2号）を作成して、日常生活用具の給付の可否を決定し、日常生活用具給付券（様式第3号）及び日常生活用具給付決定通知書（様式第4号）又は却下決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。
- (2) 所長は必要があると認めるときは、給付の期間中であっても、日常生活用具の適正な使用及び管理がなされているか等について家庭訪問等の方法により調査することができる。
- (3) 給付の決定を受けた者は、日常生活用具給付券を日常生活用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に提出し、当該用具の納付を受けるとともに、その負担能力に応じて必要な用具の購入に要する費用の一部を業者に支払わなければならない。この場合において、費用を支払う額の基準は、別表の基準額とし、法第76条に定める補装具の例によるものとする。
- (4) 前号の規定により日常生活用具を納付した業者は、公費負担分を請求する場合には、日常生活用具給付券を添付するものとし、請求することができる額は、日常生活用具の給付に要する費用から当該日常生活用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者が直接業者に支払った金額を控除した額とする。

（排せつ管理支援用具の申請等の特例）

第5条 日常生活用具のうち排せつ管理支援用具の給付の申請は、1回の申請につき6月分の範囲内で行うことができるものとする。

- 2 前項の申請があったときは、所長は、申請のあった期間の範囲内で排せつ管理支援用具の給付の決定を行うものとし、次に掲げるとおり日常生活用具給付券の交付を行うものとする。

- (1) 暦月を単位として1月ごとに日常生活用具給付券1枚を交付すること。
- (2) 基準額の範囲内で1月に必要とする排せつ管理支援用具に相当する額を日常生活用具給付券1枚に記載して交付すること。

（日常生活用具の給付の制限）

第6条 別表に掲げる日常生活用具のうち次に掲げる日常生活用具については、同一の世帯に同一の日常生活用具を2つ以上給付することはできない。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 火災警報器
- (2) 自動消火器
- (3) 電磁調理器

- (4) 聴覚障害者用屋内信号装置
 - (5) 視覚障害者用音声 I C タグレコーダー
 - (6) ガスコンロ用地震感知安全装置
 - (7) 視覚障害者用体温計（音声式）
 - (8) 視覚障害者用体重計
 - (9) 視覚障害者用血圧計（音声式）
 - (10) 情報・通信支援用具
 - (11) 点字ディスプレイ
 - (12) 点字タイプライター
 - (13) 視覚障害者用ポータブルレコーダー
 - (14) 視覚障害者用活字文書読上げ装置
 - (15) 視覚障害者用拡大読書器
 - (16) 聴覚障害者用通信装置
 - (17) 聴覚障害者用情報受信装置
- （再給付）

第7条 この告示による日常生活用具の給付を受けた者は、当該用具の給付を受けた日の翌日から起算して別表耐用年数の欄に定める期間（以下「耐用期間」という。）を経過した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該用具と同等の性能を有する用具について第3条の規定により新たに給付の申請をすることができる。

- (1) 現に給付を受けて使用している用具が修理できない程度に故障した場合
- (2) 現に給付を受けた用具が故障した場合であって、当該用具の修理に要する費用が当該用具の基準額を超える場合

2 前項の規定にかかわらず、現に使用している用具が故障又は滅失等（自己の都合によるものを除く。）により継続して使用することが困難であると所長が認めるときは、当該用具と同等以上の性能を有する用具について、第3条の規定により新たに給付の申請をすることができる。この場合において、故障又は滅失等の原因が天災又は火災によるときは、事実を証明する関係官公署が発行する証明書を添付しなければならない。

（給付台帳の整備）

第8条 所長は、用具の給付の状況を明確にするための日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に際し必要な事項は、所長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
（伊豆市身体障害児等日常生活用具給付実施要綱の廃止）
- 2 伊豆市身体障害児等日常生活用具給付実施要綱（平成16年伊豆市告示第71号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 平成18年10月1日からこの告示の施行の日の前日までの間、この告示による廃止前の伊豆市身体障害児等日常生活用具給付実施要綱及び改正前の伊豆市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の伊豆市障害者等日常生活用具給付等実施要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年12月14日告示第131号）

この告示は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年1月30日告示第6号）

この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の給付から適用する。

附 則（平成20年 5 月16日告示第54号）

この告示は、公示の日から施行し、平成20年度分の給付及び貸与から適用する。

附 則（平成21年 3 月25日告示第30号）

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 7 月27日告示第87号）

この告示は、公示の日から施行し、平成21年度分の給付から適用する。

附 則（平成22年 3 月26日告示第33号）

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 4 月21日告示第76号）

この告示は、公示の日から施行し、平成23年度の支給決定から適用する。

附 則（平成24年 2 月29日告示第15号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（地上デジタル放送への移行に伴う特例措置）

2 この告示による改正後の伊豆市障害者等日常生活用具給付等要綱（以下この条において「新要綱」という。）第7条第2項に規定する再給付を受けるもので、公示の日から平成24年3月31日までに地上デジタル放送への移行に伴う聴覚障害者用情報受信装置の再給付を受けるときは、新要綱第4条第3号の規定にかかわらず地上デジタル放送対応聴覚障害者用情報受信装置を購入する費用は市が負担し、その負担額は75,000円とする。

附 則（平成24年 3 月30日告示第64号）

この告示は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 4 月 1 日告示第54号の4）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年 5 月16日告示第83号）

この告示は、公示の日から施行し、平成26年度分の給付から適用する。

附 則（平成28年 3 月31日告示第56号）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 5 月23日告示第102号）

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度の支給決定から適用する。

別表（第2条関係）

日常生活用具給付種目

種類	品目	性能	対象者	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号に定める1級又は2級である身体障害者又は寝たきり	8年	円 154,000

		の状態にある難病患者等		
特殊マット	褥（じょく）瘡（そう）の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級である身体障害者（常時介護を要する者に限る。）又は寝たきりの状態にある難病患者等	5年	70,000
	失禁等による汚染又は損耗を防止するためにマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	知的障害者であって、その障害の程度が重度又は最重度であるもの及び下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害児であって、原則として3歳以上のもの又は寝たきりの状態にある難病患者等		
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）等又は介護者が容易に使用できるもの	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級である身体障害者（常時介護を要する者に限る。）又は自力で排尿できない難病患者等	5年	67,000
		下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級である身体障害児（常時介護を要する者に限る。）であって、原則として学齢児童（学校教育法（昭和22年法律第26		

		号) 第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。) 以上のもの又は自力で排尿できない難病患者等		
入浴担架	身体障害者(児)等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害者(入浴に当たって、介助を要する者に限る。)又は同程度の障害を有する難病患者等	5年	82,400
		下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害児(入浴に当たって、介助を要する者に限る。)であって、原則として3歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等		
体位変換器	介助者が身体障害者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害者(下着交換等に当たって、介助を要する者に限る。)又は寝たきりの状態にある難病患者等	5年	15,000
	身体障害児等又は介助者が容易に使用できるもの	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害児		

		(下着等を交換するに当たって、介助を要する者に限る。) であって、原則として学齢児童以上のもの又は寝たきりの状態にある難病患者等		
移動用リフト	介護者が身体障害者(児)等を移動させるに当たって、容易に使用できるもの(天井走行型その他住宅の改修を伴うものを除く。)	<p>下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害者又は下肢又は体幹機能障害のある難病患者等</p> <p>下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害児であって、原則として3歳以上のもの又は下肢又は体幹機能障害のある難病患者等</p>	4年	159,000
訓練いす	原則として附属のテーブルが付いているもの	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害児であって、原則として3歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等	5年	33,100
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は下肢又	8年	159,200

			は体幹機能に障害がある難病患者等		
	カーシート	身体障害者等が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの	体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有するものであって、障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害者又は同程度の障害有する難病患者等	3年	50,000
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）等又は介助者が容易に使用できるもの（設置に当たり住宅の改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹の機能に障害がある身体障害者であって、入浴に介助を必要とするもの又は入浴に介助を要する難病患者等	5年	90,000
			下肢又は体幹の機能に障害がある身体障害児であって、入浴に介助を必要とするもので、原則として3歳以上のもの又は入浴に介助を要する難病患者等		
自立生活支援用具	便器	身体障害者（児）等が容易に使用できるもの（取替えに当たり、住宅の改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害者又は常時介護を要する難病患者等	8年	29,800
			下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害児であって、原則として学齢児童以上		

			のもの又は常時介護を要する難病患者等		
頭部保護帽	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できるもので、材質がスポンジ及び皮を主な材料として製作されているもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害者であって、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者等	3年	15,200	
	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できるもので、材質がスポンジ、皮及びプラスチックを主な材料として製作されているもの	知的障害者若しくは精神障害者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの及び平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能障害を有し、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者等			36,750
	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	知的障害者若しくは精神障害者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの及び平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能障害を有し、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者等			12,160
T字状又は棒状のつえ	身体障害者（児）等が容易に使用できるもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害者であって、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者等	3年	3,000	
		平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害者であって、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者等			
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等（設置に当たり、住宅の改修を伴うものを除く。）	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害者であって、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者等	8年	60,000	

	<p>ア 身体障害者（児）等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒の予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差の解消等の性能を有するもの</p>	<p>て、家庭内の移動等において介助を必要とするもの又は同程度の障害を有する難病患者等</p> <p>平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害児であって、家庭内の移動等において介助を必要とするもので、原則として3歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等</p>		
特殊便器	<p>身体障害者等が容易に使用できるもので、温水温風を出すことができるもの（取替えに当たり、住宅の改修を伴うものを除く。）</p>	<p>上肢の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害者又は上肢機能に障害のある難病患者等</p>	8年	151,200
	<p>知的障害者（児）及び身体障害児等が容易に使用できるもので、温水温風を出すことができるもの並びに知的障害者（児）又は身体障害児を介護している者が容易に使用できるもので温水温風を出すことができるもの（取替えに当たり、住宅の改修を伴うものを除く。）</p>	<p>知的障害者であって、その障害の程度が重度又は最重度であるもので、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び上肢の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害児で、原則として学齢児童以上のもの又は上肢機能に障害のある難病患者等</p>		
火災警報器	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの</p>	<p>火災発生の感知又は避難が著しく困難な、障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は</p>	8年	15,500

		2級である身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等		
		火災発生の感知又は避難が著しく困難な、知的障害者であって、その障害の程度が重度又は最重度であるもの及び障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者等		
自動消火器	室内温度の異常な上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	火災発生の感知又は避難が著しく困難な、障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害者又は火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等	8年	28,700
		火災発生の感知又は避難が著しく困難な、知的障害者であって、その障害の程度が重度又は最重度であるもの及び障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害児又は火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等		
電磁調理器	視覚に障害がある身体障害者等が容易に使用できるもの	視覚の障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は	6年	41,000

		2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等。(日常生活上必要と認められる世帯)		
	知的障害者等が容易に使用できるもの	知的障害者であって、その障害の程度が重度又は最重度であるもので18歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等		
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚に障害がある身体障害者(児)等が容易に使用できるもの	視覚の障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等 視覚の障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等	5年	7,000
聴覚障害者用 屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚の障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等(日常生活上必要と認められる世帯)	5年	87,400
視覚障害者用 音声ICタグ レコーダー	視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、ICタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内	視覚の障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者	5年	59,800

		を行う機能を有する機器であつて、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害者（児）等が容易に使用できるもの	等 視覚の障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害児であつて、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等		
	地震防災用具	地震発災若しくは避難中に障害者・児等が容易に使用しうるもの又は地震発災時に障害者・児等の安全を確保する機能を有し、次のアからウまで掲げるもの ア 防災用ベスト イ 防災用リュック ウ その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であつて、一般的に普及していないもの	災害発生時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じる障害の程度が省令別表第5号に定める1級から4級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等 災害発生時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じる知的障害者であつて、その障害の程度が重度又は最重度であるもの若しくは障害の程度が省令別表第5号に定める1級から4級の身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者等	—	ア 5,000 イ 7,000 ウ 50,000
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	腎（じん）臓の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級、2級又は3級の身体障害者であつて、自己連続携行式腹膜かん流法による透析療法を行うもの又は同程度の障害を有する難病患者等	5年	51,500

			腎（じん）臓の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級、2級又は3級の身体障害児であって、原則として3歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等		
ネブライザー（吸入器）	身体障害者（児）等が容易に使用できるもの	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級、2級又は3級の身体障害者又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの又は呼吸機能に障害がある難病患者	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級、2級又は3級の身体障害児又は同程度の身体障害児であって、必要と認められるもので、原則として学齢児童以上のもの又は呼吸機能に障害がある難病患者	5年	36,000
電気式たん吸引器	身体障害者（児）等が容易に使用できるもの	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級、2級又は3級の身体障害者又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの又は呼吸機能に障害がある難病患者等	呼吸器の機能障害	5年	56,400

			の程度が省令別表第5号に定める1級、2級又は3級の身体障害児又は同程度の身体障害児であって、必要と認められるもので、原則として学齢児童以上のもの又は呼吸機能に障害がある難病患者等		
吸引器・ネブライザー両用器	身体障害者（児）等が容易に使用できるもの	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級、2級又は3級の身体障害者又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者等	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級、2級又は3級の身体障害児又は同程度の身体障害児であって、必要と認められるもので、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等	5年	69,000
酸素ボンベ運搬車	身体障害者等が容易に使用できるもの	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者		10年	17,000
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害がある身体障害者等が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者又は同程度の障害を		5年	9,000円

			有する難病患者等（日常生活上必要と認められる世帯） 視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）		
視覚障害者用体重計	視覚障害がある身体障害者等が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等。（日常生活上必要と認められる世帯）	5年	18,000	
視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障害がある身体障害者等が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等（日常生活上必要と認められる世帯）	5年	15,000	
パルスオキシメーター	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害者等が容易に使用できるもの。難病患者にあつては、真に必要と認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する者であつて、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着している者（呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が	5年	42,000 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するものにあつては、157,500	

		必要と認めた者) 又は在宅酸素療法 を行っている又は 人工呼吸器の装着 が必要な難病患者 等		
	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害児等及び介護者が容易に使用できるもの。難病患者にあっては、真に必要と認められる場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの	呼吸器機能障害、 心臓機能障害又は 同程度の障害を有 する児であって、 在宅酸素療法を行 っている又は人工 呼吸器を装着して いるもの（呼吸器 又は心臓機能障害 以外の場合は医師 が必要と認めたも の）又は在宅酸素 療法を行っている 又は人工呼吸器の 装着が必要な難病 患者等		
介護ベッド用 防護フレーム	家屋倒壊時に就床者を保護する空間を確保する寝台付属品で、積載荷重5 t以上の性能を有するもの	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級である身体障害者又は同程度の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等（昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅又は同日において工事中であった木造住宅で、耐震評点が1.0未満のもの（以下「非耐震住宅」という。）に居住する者に限る。） 下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に定	5年	82,000

			める1級又は2級である身体障害児又は同程度の身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者等（非耐震住宅に居住するものに限る。）		
	発動発電機、人工呼吸器用外部バッテリー	介護者が容易に使用できるもの	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級、2級又は3級の身体障害者又は同程度の身体障害者若しくは同程度の障害を有する難病患者等 呼吸器の機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級、2級又は3級の身体障害児又は同程度の身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者等		200,000

情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）等が容易に使用できるもの	音声若しくは言語の機能に障害のある身体障害者又は肢体が不自由な身体障害者であって、発声又は発語に著しい障害を有するもの又は同程度の障害を有する難病患者等 音声若しくは言語の機能に障害のある身体障害児又は肢体が不自由な身体障害児であって、発声又は発語に著しい障害を有	5年	98,800
------------	-----------	---	---	----	--------

				するもので、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等		
情報・通信支援用具	パーソナルコンピュータ用周辺機器又はソフト等であって、身体障害者（児）等が容易に使用できるもの			視覚若しくは上肢の機能の障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者又は脳原性運動機能障害により上肢に機能障害がある身体障害者であって、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者等 視覚若しくは上肢の機能の障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害児又は脳原性運動機能障害により上肢に機能障害がある身体障害児であって、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者等	4年	150,000
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの			視覚機能の障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者であって、必要と認められる者又は同程度の障害を有する難病患者等	6年	383,500
点字器	視覚障害がある身体障害者等が容易に使用できるもの	標準型	両面書真ちゅう板製	主に情報の入手を点字によっている視覚障害のある身体障害者又は同程	5年	10,400
			両面書プラスチック製			6,600

		携帯型	片面書アルミニウム製	度の障害を有する難病患者等		7,200
		型	片面書プラスチック製			1,650
	視覚障害がある身体障害児等が容易に使用できるもの	標準型	両面書真ちゅう板製	主に情報の入手を点字によっている		10,400
			両面書プラスチック製	視覚障害のある身体障害児又は同程度		6,600
		携帯型	片面書アルミニウム製	度の障害を有する難病患者等		7,200
		型	片面書プラスチック製			1,650
点字タイプライター	視覚障害がある身体障害者（児）等が容易に使用できるもの			視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等（就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。）	5年	63,100
				視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害児若しくは同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として就労若しくは就学している者又は就労が見込まれるもの		
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚に障害のある身体障害者等が容易に使用できるもの（録画・再生）			視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等	6年	85,000
	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚に					35,000

	障害のある身体障害者等が容易に使用できるもの（再生専用）			
	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚に障害のある身体障害児等が容易に使用できるもの（録画・再生）	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等		85,000
	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚に障害のある身体障害児等が容易に使用できるもの（再生専用）	障害を有する難病患者等		35,000
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害のある身体障害者（児）等が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等	6年	99,800
視覚障害者用音声コード読み上げ補助アダプタ	対応する携帯電話に接続することで、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を補助するもので、視覚障害のある身体障害者（児）等が容易に使用できるもの	視覚の障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等	6年	4,980
		視覚の障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度		

			の障害を有する難病患者等		
視覚障害者用 拡大読書器	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出せるもの	視覚障害がある身体障害者又は同等と認められる難病患者等であって、この装置により文字等を読むことが可能になるもの	8年	198,000	
		視覚障害がある身体障害児又は同等と認められる難病患者等であって、この装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児童以上のもの			
視覚障害者用 小型拡大読書器	読みたいもの（印刷物等）の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの	視覚障害がある身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	5年	28,400	
		視覚障害がある身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの。			
視覚障害者用 時計	視覚障害がある身体障害者等が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等	5年	13,300	
視覚障害者用 ラジオ	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害がある身体障害者（児）等が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者又	5年	29,000	

		は同程度の障害を有する難病患者等視覚障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の身体障害児若しくは同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児童以上のもの		
聴覚障害者用印字型通信装置	通信回線に接続することにより、音声の代わりに文字等の印字により通信が可能なもので、身体障害者（児）等が容易に使用できるもの	聴覚障害のある身体障害者又は発声若しくは発語に著しい障害を有する身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるものの又は同程度の障害を有する難病患者等 聴覚障害のある身体障害児又は発声若しくは発語に著しい障害を有する身体障害児であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児童以上のものの又は同程度の障害を有する難病患者等	5年	25,000
聴覚障害者用映像型通信装置	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、身体障害者（児）等が容易に使用できるもの	聴覚障害のある身体障害者又は発声若しくは発語に著しい障害を有する身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡	5年	71,000

			等的手段として必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者等		
			聴覚障害のある身体障害児又は発声若しくは発語に著しい障害を有する身体障害児であって、コミュニケーション、緊急連絡等的手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者等		
聴覚障害者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きのテレビジョン放送の放送番組並びにテレビジョン放送の放送番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時に聴覚障害がある身体障害者に向けた緊急信号を受信するものであって、聴覚障害がある身体障害者（児）等が容易に使用できるもの		聴覚障害がある身体障害者であって、本装置によりテレビジョン放送の視聴が可能になるもの又は同程度の障害を有する難病患者等	6年	88,900
人工喉頭	笛式	呼気によりゴムの膜を振動させ、ビニール等の管を通して音源を口腔内に導き構音化するもの	音声、言語又はそのしゃくの機能に障害がある身体障害者であって、本装置により発声が可能になるもの又は同程度の障害を有する難病患者等	5年	5,000
			音声、言語又はそ		

				しゃくの機能に障害がある身体障害児であって、本装置により発声が可能になるもの又は同程度の障害を有する難病患者等		
		電動式	顎（がく）下部等に当てた電動板を駆動させ、皮膚を通して音源を口腔内に導き構音化するもの	音声、言語又はそしゃくの機能に障害がある身体障害者であって、本装置により発声が可能になるもの又は同程度の障害を有する難病患者等 音声、言語又はそしゃくの機能に障害がある身体障害児であって、本装置により発声が可能になるもの又は同程度の障害を有する難病患者等。		70,100
	視覚障害者用図書	点字により作成された図書、大活字図書、DAISY図書		視覚障害のある身体障害者で、情報の入手を点字によっているもの又は同程度の障害を有する難病患者等	—	100,000
	人工内耳用電池	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電器及び充電池		聴覚障害のある身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装用しているもの 聴覚障害のある身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装用しているもの	3年（充電池及び充電器）	ボタン電池 月額2,500 充電池及び充電器 44,100
排せ	ストマ器具	蓄便袋	低刺激性の粘着剤	人工肛（こう）門	—	月額

つ管理支援用具		を使用した密封型又は下部開放型のラテックス製又はプラスチック製の収納袋（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。）	のストマ造設をしている者 人工肛（こう）門のストマ造設をしている者		8,600
	蓄尿袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチック製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	尿路変更のストマ造設をしている者 尿路変更のストマ造設をしている者		月額 11,300
収尿器	障害者等又は介助者が容易に使用できるもの		排尿の機能に高度な障害がある身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等 排尿の機能に高度な障害がある身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者等	1年	8,500
紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	身体障害者等又は介助者が容易に使用できるもの		高度の排便、排尿機能障害がある身体障害者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な者若しくは同程度の障害を有する難病患者等	—	月額 12,000
	身体障害児等又は介助者が容易に使用できるもの		高度の排便、排尿機能障害がある身体障害児又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な身体障害児で、原則として3歳以上のもの若しくは同程度の障害を有する難病患者等		

住宅改修	居宅生活動作補助用具	障害者（児）等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）がある身体障害者であって、障害の程度が省令別表第5号に定める1級、2級又は、3級の者若しくは視覚機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級の者）又は下肢又は体幹機能に障害がある難病患者等</p> <p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）がある学齢児以上の身体障害児であって障害の程度が省令別表第5号に定める1級、2級又は3級のもの若しくは視覚機能障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能</p>	200,000
------	------------	--------------------------------------	---	---------

			障害の程度が省令別表第5号に定める1級又は2級のもの)又は下肢又は体幹機能に障害がある難病患者等	
--	--	--	--	--

備考 「難病患者等」については、医師の診断書、意見書等により難病等による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度と市長が認めるものを対象とする。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号の2(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)